

平成26年第13回

# 荒川区教育委員会定例会

平成26年7月11日

於)特別会議室

荒川区教育委員会

平成26年度荒川区教育委員会第13回定例会

1 日 時	平成26年7月11日	午後1時30分
2 場 所	特別会議室	
3 出席委員	委 員 長 委員長職務代理者 委 員 委 員 教 育 長	高 野 照 夫 小 林 敦 子 坂 田 一 郎 青 山 侖 高 梨 博 和
4 出席職員	教 育 部 長 教 育 総 務 課 長 兼 教 育 施 設 課 長 学 務 課 長 指 導 室 長 生 涯 学 習 課 長 図 書 館 課 長 書 記 書 記 書 記 書 記 書 記 書 記	五 味 智 子  丹 雅 敏 佐 藤 淳 哉 小 山 勉 北 村 美 紀 子 小 堀 明 美 駒 崎 彰 一 佐 藤 友 信 大 谷 実 中 村 栄 吾 湯 田 道 徳 宮 島 弘 江

(1) 審議事項

議案第28号 荒川区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則

議案第29号 幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

議案第30号 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

議案第31号 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

議案第32号 「荒川区タブレットPC活用指針」の策定について

(2) 報告事項

ア 小学校の通学路における防犯カメラの設置について

イ 幼稚園保育料に関する保護者負担軽減の拡充について

ウ 第35回「あらかわの伝統技術展」の報告について

エ 夏休み子ども向けイベントについて

(3) その他

委員長 お暑い中、御苦労さまです。

ただいまから、教育委員会第13回定例会を開催いたします。

出席委員の御報告を申し上げます。

本日5名の出席でございます。

会議録の署名委員は、小林委員及び坂田委員をお願いいたします。

教育長、ごあいさつをお願いいたします。

教育長 本日も教育委員会、どうぞよろしくをお願いいたします。

先ほど、坂田先生からお話ありましたが、けさ方の台風については、特別警戒警報が出された場合は、小中学校を休校とするということで決めてございましたけれども、荒川区内、施設も含めて特段大きな被害もなく、子どもたち、本日も安全に通学できたというところでひと安心してございます。

本日は、案件が多くなっておりますが、どうか慎重審議いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 ありがとうございます。

それでは、本日の議事日程に従いまして議事を進めます。

あらかじめ送付いたしました開催通知では、審議事項が4件、報告事項が3件と案内しておりましたが、本日は、御手元の次第のとおり、審議事項1件、報告事項1件追加させていただきました。

初めに、議案の審議をお願いいたします。

議案の審議を行う前に、皆様にお諮りいたしますが、議案第28号から議案第31号は同種の規則改正でございますので、一括して御説明、質疑を行った後、1件ずつ決をとりたいと思っておりますが、異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

委員長 異議なしとのことですので、そのように取り扱います。

それでは、議案4本について、説明をお願いいたします。

教育総務課長 それでは、議案第28号「荒川区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則」について、御説明申し上げます。

提案理由でございます。

6月13日の教育委員会の意見聴取で御了承いただきまして、また、教育長からもありましたとおり、本日、職員の配偶者同行休業に関する条例を本会議で可決をいただいたところでございます。これに伴いまして、幼稚園教育職員の配偶者同行休業の承認に関する事務を

教育長に委任するため、荒川区教育委員会の権限委任に関する規則を改めるものでございます。

主な改正内容です。教育長に委任する事項に「地方公務員法第26条の6第1項の規定による、幼稚園教育職員の配偶者同行休業の承認に関すること。」を加えるものでございます。

次に、議案第29号から31号までの議案について、一括して説明をさせていただきます。

この3議案の改正理由は共通でございます。幼稚園教育職員の給与に関する条例において、配偶者同行休業中の幼稚園教育職員には、いかなる給与も支給しない旨を定めたことに伴いまして、改正を行うというものでございます。

議案第29号は、幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則で、休業中は昇給しないことなどの改正を行うものでございます。

また、手当につきましては、議案第30号で、幼稚園教育職員の期末手当に関する規則、それと31号では、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部をそれぞれ改正いたしまして、休業中につきましては、期末手当、勤勉手当の支給対象外とする旨を定めるものでございます。

施行期日は、全議案とも職員の配偶者同行休業に関する条例の施行の日でございます。

一括の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問ございますでしょうか。

それぞれの議案の次のページに、改正前と改正後がついております。

権限委任が1番目、その次が初任給、昇格及び昇給に関する規則の一部改正、3番目に幼稚園教育職員の期末手当に関して一部を改正する規則、それから4番目が、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正、4件一緒に報告していただきました。よろしいですか。

{「はい」と呼ぶ声あり}

委員長 では、なければ、質疑を終了いたします。

それでは、各議案について、何か意見ございませんか。

{「なし」と呼ぶ声あり}

委員長 なければ、討論を終了いたします。

それでは、各議案について順にお諮りいたします。

議案第28号「荒川区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則」について、異議はありませんでしょうか。

{「異議なし」と呼ぶ声あり}

委員長 異議ないものと認めます。

続いて、議案第29号「幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」について、異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

委員長 異議ないものと認めます。

続いて議案第30号「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」についてでございます。

異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

委員長 では、異議ないものと認めます。

引き続きまして、議案第31号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」について、異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

委員長 異議ないものと認めます。

以上、議案第28号から議案第31号までのいずれについても異議なしとのことでございますので、いずれも原案のとおり決定いたしました。ありがとうございました。

続いて、議案第32号「『荒川区タブレットPC活用指針』の策定について」を議題といたします。

議案第32号について、御説明をお願いいたします。

指導室長 よろしくお願ひ申し上げます。

議案第32号「『荒川区タブレットPC活用指針』の策定について」でございます。

提案理由につきましては、平成26年9月からのタブレットPC全校導入に向けまして、タブレットPCを効果的かつ効率的に活用するためのタブレットPC活用指針を策定するものでございます。

頭紙の下に、PC活用指針をあわせてお示しさせていただいております。

内容につきましては、活用指針の冊子で申しますと2ページになりますが、本指針は、これまでの教育の情報化の取組、タブレットPCのモデル導入及び「荒川区タブレットPC導入検証等委員会」の報告等を踏まえまして、平成26年9月のタブレットPCの全校導入に向け、これからの小中学校におけるタブレットPC活用の方向性を示したものでございます。今後、タブレットPCの活用が進む中で、新たな成果、新たな課題、及び情報技術等の進展を踏まえて、バージョンアップをしていく予定でございます。

内容の二つ目といたしまして、教育活動に関する指針でございますが、これも2ページで

ございます。

(1)として基本的な考え方でございますが、授業においては「読み・書き・計算」を学習活動の基本といたしまして、実験や実習といった実物に触れる「体験学習」を重視するとともに、荒川区の学校教育の特色でございます「学校図書館」を十分に活用することを示させていただきます。

導入初期段階におけるタブレットPCの活用につきましては、授業中のすべての場面で活用するのではなく、これまでの教科書やノート、黒板、チョークと同様に、分かりやすく教えるための「授業ツール」といたしまして、その特性を活かし効果的な場面で部分的な活用を目指すことと示させていただいております。

(2)の授業での効果的な活用方針でございますが、3ページに載せさせていただいております。

といたしまして、授業での活用場面に応じた効果的な活用方針でございますが、「一斉学習」「個別学習」「協働学習」その3場面におきまして、タブレットPCをどのように効果的に活用するかというポイントを示すものでございます。

といたしまして、発達段階に応じた効果的な活用方針でございますが、これは4ページに示させていただいております。各教科の授業において、そのねらいを達成するための発達段階に応じたタブレットPCの効果的な活用のポイントを示させていただくものでございます。

といたしまして、教科ごとの学習への活用方法でございますが、5ページから10ページまで、各教科発達段階に応じた活用方法を具体的に示させていただいているものでございます。

といたしまして、授業中のシステムトラブルに対する対処方針でございますが、10ページに示させていただいております。

タブレットPCや電子黒板がうまく作動しないことも考えられますので、このようなトラブルを想定いたしまして、教師は授業を中断することなく展開するために、副案を用意する旨を示させていただいているものでございます。

続きまして(3)の情報活用能力の育成方針でございますが、10ページに示させていただいております。児童生徒の発達段階に合わせた情報活用能力の育成を進めるために、「情報モラル」を確実に身につけ、児童生徒が「学習のツール」として、タブレットPCを適切に活用できるようにする学習活動を充実させる。これによりまして「情報活用の実践力」「情報の科学的な理解」「情報社会に参画する態度」を、バランスよく育成することを示させていただきます。

続きまして、(4)グローバル人材の育成の方針でございますが、12ページでございます。グローバル人材育成のために「基礎力」「思考力」「実践力」の三つの力を育成することを示させていただいているものでございます。

続きまして、大きな3番の教員研修の実施方針でございます。13ページに示させていただいております。授業力向上のための研修や「授業力向上プロジェクト」等の事業の充実を図り、教員の資質を高めることによって授業規律の確立や授業力の向上を図ることを示させていただいているものでございます。

集合研修といたしましては「導入前研修」「キックオフ研修」、それから各校のリーダーを集めた「リーダー研修」等9月1日の全校導入までに実施いたしまして、不安なく9月1日を迎えられるようにし、そのような教員の授業力向上を図るものでございます。

最後に、今後の取り組みといたしましては、14ページから示させていただいております。4点、記載させていただいております。

1点目は、実践事例やコンテンツの共有でございます。2点目は、校内体制や教育委員会の支援体制の整備でございます。3点目は、保護者・地域への丁寧な説明でございます。4点目は、特別支援学級での効果的な活用と検証でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長 ありがとうございます。

タブレットPC活用指針、大変画期的だと思いますが、低学年、中学年、高学年、それから中学生を見まして、ハードの方にトラブルが起こったときの対策も、そしてさらに研修の実施方針というか、今後の展望まで書かれております。

どなたか御意見ございませんでしょうか。

教育長 若干補足をさせていただきます。

実は、本日お示しいたしましたタブレットPCの活用指針でございますけれども、どうしてこの指針を作るに至ったかということを若干御説明させていただきます。

モデル校4校での成果と課題を踏まえて、今年度、全小中学校に導入することといたしました。導入することとはなったのですけれども、教員の研修だけでは、教育委員会としての基本的な考え方を各学校に周知するというのが難しい部分もあるだろうと認識しています。タブレットPCを入れたら、何でもかんでもタブレットを使う必要があるのか、故障が起こったときにどうするのかということも含めて、マニュアルのような形で各小中学校の先生方にガイドラインを提示するとともに、議会や区民の皆さんの中にも、タブレットの活用について十分な御理解をいただいている部分もあります。また、小中学校でタブレットを始めると、子どもたちのネット依存を助長してしまうのではないかと、不安に思っている



方もいらっしゃいます。坂田先生もこの前おっしゃっていましたが、そういったことをきちんと教育委員会は考えていますよということも含めて整理させていただいたものがこの指針でございます。

ただ、そうは申しまして、まだまだ4校でのモデル授業の検証に基づくもので、まだまだ不十分な部分があったり、授業における活用事例など、事務局としてさらに付け加える必要があると考えている部分もあります。そのため今回は、まず第1回目の指針としてお示しした上で、随時、どんどん充実したものにしていきたいと考えております。

委員長 ありがとうございます。

坂田委員 まず、こういうタブレットを使った学習の趣旨のところは、体験学習とか学校図書館を活用した学習とか、当然そういったものとの組み合わせで、こういった情報機器を使った学習に適するものに適応していくというのは当然の考え方だと思いますし、そのことは多くの方が理解いただいていると私は思いますけれども、改めて確認していただくのは、それはそれでいいことだと思います。

私の考えとしましては、子どもたちが将来、いろいろな場면을体験するわけで、それをその子どもたちがそのときに必要な能力を得るために、あるものは体験学習、あるものは図書館で図書を用いて体系的な知識を習得する、あるものはやはり情報機器を用いて対応するといったいろいろな場面が想定されるわけですので、そういったいろいろな場面に子どもたちが対応できるような形にしていくということが重要ではないかと思っております。

2番目に、もちろん、タブレットは授業の場においてツールなのですが、チョークというより黒板かなと思います。しかし一方では、そのタブレットを用いてアクセスするのは情報であって、それは教科書よりは教科のコンテンツに相当します。そこから必要な情報をさらに自分にとって必要な情報を引き出せるかとか、その情報を構造化できるかとか、それから情報を関連づけられるかとか、そういった情報の活用力というのは、私の理解では、これは科目と同じといえますか、数学とか社会とか、大小はあるかもしれませんが、そういったものと同じであると思っています。

タブレット教育の導入の意義としては、これから子どもたちは高度情報化社会を生き抜いていくわけで、初期の段階で子どもたちが情報力において、若しくは、情報活用力において、大きな格差が生じないようにするのがこれからの学校の使命ではないかと思っております。だから、ツールの話だけをするとちょっと話が小さくなるのですが、それを用いてやることということになりますと、私は子どもたちができるだけ早い段階では格差が生じないようにするべき基礎力の一つだと考えております。

それから、先ほど教育長がおっしゃった情報倫理だとか、そういった情報社会にアクセス

することによるリスクですよね。これもやはり情報活用力と並ぶ、表裏の関係で、早い段階で子どもたちにも教えてあげることが大事です。ネット依存になりすぎないということも、それも学校で早寝早起きを教えているわけですので、必要だと私は思います。

重要なのは、学校だけが孤立しているわけではなくて、学校の外側ではもう情報洪水が起こり、家庭には情報機器が入り込み、ゲームが氾濫し、そういう状態にあるわけなので、学校の役割としては、やはりその中で適正な活用の仕方とかリスクだとか、そういったものも教えてあげるといことです。

私はよく申し上げるのですが、学校内に道路がないからといって学校で交通安全を教える必要はないというのは全くおかしくて、学校だけが孤立しているわけではないので、子どもたちに本来、学校にないからといって教えないというわけではないのだと思っています。

先ほど、教育長がおっしゃいましたように、実践事例については、今、一応、これまでやったことということで書かれていて、この中には、先ほどのバランスでいうとほかの方法が いいものもあるかもしれませんし、それからこれからやっていく中で新しく、これは有効だということが見つかるようなことも十分想定されますので、実践事例のところは、あくまでも現時点における例示ということで、今後、弾力的に考えていただければと思います。以上です。

委員長 ありがとうございます。

小林委員 情報化時代を迎えまして、インターネットがここまで普及するというのを誰も考えなかったと思います。今、いわゆる時代の変わり目に立っているという気がいたします。

教育現場におきまして、子どもたち、学生たちを見ていると、文字を通じての理解というのは落ちていまして、視聴覚、視覚情報を使わないとなかなか理解しがたいという現象が起こっているわけです。理解においての脳の構造が少し変わってきているのではないかと、いうぐらいなことが言われているわけです。その中でこういったタブレットを導入するのは、まさしく喫緊の課題だと思っています。いかにタブレットを導入し、その教育方法を開発するのかというのが重要な課題となっています。その意味では、これまで教育を非常に重視してきた荒川区がタブレットを導入するのは、全国的にも非常に注目を集めることだと私自身考えているわけです。このたび、このような形でPC活用指針を策定されたということに対して非常に評価したいと思っております。

この指針を読ませていただきますと、極めて重要なポイントが押さえられていると私自身は考えております。例えば基本的な考え方のところ、やはり体験学習を一方では重視していくのだということが書かれています。また、荒川区の学校教育の特色である学校図書館を十分に活用すると述べられておりまして、これは極めて重要だと思います。また、タブレッ

TPCがあくまでも授業ツールであると。全体のそのバランスの中で、これを用いていくという姿勢を示されているのは非常に重要です。また、情報モラル教育の充実であるとか、あるいは教員研修の実施は、このツールを教育方法として開発する意味では非常に重要なポイントですので、重要な点を押さえられているなと思っています。

それで、質問なのですが、14ページのところで、今後の取り組みの中で、実践事例やコンテンツの共有がありまして、そのところで少し質問をさせていただきたいです。共有を容易にするためポータルサイトを構築するというところで、コンテンツを共有するのは重要ですが、個人情報の保護とか、そういったことがかかわってくるかと思えます。個人情報の保護あるいは著作権の問題ですとか、このあたりはどう進められるのでしょうか。

指導室長 現在、教職員のコンピュータで、教育ネットワークを構築してございます。これは教員だけが活用できるツールでございます。また、そのツールは職層に分けて使えるネットワークでございまして、その中にポータルサイトをつくり、教員が情報を共有できる設計を進めているところでございます。

小林委員 そうですか。教材の中に例えば写真を張りつけたりするときに、著作権の問題が絡んだりします。

指導室長 著作権に関しましては、学校図書館の中での著作権の学習等を進めてございまして、多角的にしっかりと教員に周知し、教員の意識を高めていきたいと思っております。

小林委員 例えば、映像とかを撮る場合に、子どもの顔が写ってしまうと肖像権のことがありますので、それが少し気になりました。

指導室長 今、学校では、どの学校も子どもたちの顔を全面に出すということはありません。後ろから撮影をしたり、顔が映っているときはぼかしたりするような映像を使います。また、年度当初に、アンケートで保護者の方に了解をいただいております。

小林委員 そうですか、わかりました。

教育長 教育ネットワークは、今、指導室長が申し上げたとおりなのですけれども、今後、情報の共有化が進んでくると思わぬところでその情報が漏洩したり、ベネッセじゃないのですけれども個人情報外部の業者に利用されたりということも、そういう危険性も増します。ただいま小林先生に御指摘いただきましたので、改めてこの教育ネットワークシステムのセキュリティについてしっかり対処するように指導したいと思います。

また、あわせて今、各学校では、地域にどんどん学校の取り組みを紹介しようとか、ぜひ自分の学校に入ってもらいたいという意識から、学校ごとにホームページで行事の様子などを載せております。これらについても小林先生がおっしゃられたように、子どもの活動の様子とか、交流したりしている様子だとかというのが出てきますので、子どもに影響が出ない、

弊害が出ないような形で対応させていきたいと思っていますし、ホームページに写真とかを載せるときには、校長、副校長が必ず確認して載せるように指導しているところです。

委員長 ありがとうございます。

では、本当にモデル校4校でこれだけの指針を、ハウツーから応用編まで各学年に応じてつくったということで、教育方法を大きく開発されるのではないかなと期待されることと、多分、これに基づきタブレット導入の各教育分野に用いるガイドラインみたいになるのではないかなと思います。これだけ十分な内容ですので。期待しております。

坂田委員 1点だけよろしいですか。今議論になりましたポータルサイトの点は、私の場合は賛成でして、この分野はまだ教材が少ないですよ。先生方の時間にも限りがあるわけなので、いい教材は共有して、ほかでも使うというような形にしていくことは賛成です。もちろん、もともと入れる写真をそれなりに考えることが前提になりますけれども、教材が少ないところなので、いい教材は共有して、なるべくほかの学校でも子どもたちに使うということは賛成いたします。

委員長 わかりました。ありがとうございます。

質疑はよろしいですか。

教育長 実は、タブレットの効果検証に当たりましては、校長先生が検証委員会の委員になっているので、校長先生の御意見を主にお聞きしていたのですけれども、今回、この指針をまとめるに当たって、現場の先生のお話を事務局の方で聞いていますので、それらについて、口頭ですけれども若干御紹介をさせていただきたいと思います。

学務課長 私から御説明をさせていただきます。

今、教育長がお話ししたとおり、タブレット導入等検証委員会の構成メンバーである委員のうち、私、学務課長と教育総務課長の2人でモデル校4校を回りまして、実際に授業をしている先生方から声を聞いてまいりました。幾つか御紹介させていただきます。

7月7日、月曜日に行ってまいりました。モデル校第三峡田小学校で2人、尾久小学校で4人、第二日暮里小学校で2人、諏訪台中学校で3人の先生の協力を得られまして、お話を聞いてきました。

まず、子どもの意欲とか理解に関するところでの点で幾つか紹介させていただきますが、今回、タブレット、みんなで作って上げていく話し合いという点を一つのポイントとしているところでございますが、そのような話し合いに関しても、児童の抵抗感がなくなり進んで参加するようになったと。

それから、タブレットPCを使ったプレゼンテーションの場面では、発表する児童もそれを聞く児童も集中しているという声がありました。

それからあと、写真を用いて資料を作ったり、文章を短くまとめるなど、表現する力や資料作りの力がついていると思うという意見がありました。

また、1人で実験を行う回数が増え、生徒の理解が進んだということもありました。

それから次に、子どもの意欲や理解を高めるために今どういう点で授業を工夫しているかということですが、やはり児童が作成した成果が電子黒板に表示されるという試みは、児童の意欲を高めるきっかけであるということ。

それから、実験データをタブレットで集計し視覚化することで、より理解が進むのではないかというような話がありました。

次、情報モラルとか情報リテラシーについてでございますが、やはり物事を調べるためにタブレットPCを使う場合でも、どの情報が信頼できるかを教員が示し、生徒を誘導する必要があるという意見がありました。いわゆるウィキペディアというようなサイトを使わないようにというような指導をしているという話もありました。

情報の真贋を見分ける力を育成する必要があるという点が、教員が感じたところと聞いています。

次に、先生方御自身ということで状況を聞いてみたところ、タブレットPCに精通した教員がいると、有効な使い方を教員同士で教えあうことで共有することができると。聞いた先生は、自分はタブレットPCがあまり得意ではないが、得意な先生から教えてもらって助かっているというような話もありました。

システムのつながりにくさについてですが、やはり運用開始当初はなかなかつながりにくく、授業が中断してしまうことがあったということがありました。最近は大分改善されてきたということですが、授業にはつながらない場合にどう対応するかの副案を持って臨む必要があるという意見がありました。

タブレットPCがフリーズしてしまう時間が発生すると、授業が途切れ、児童生徒の緊張も途切れてしまうということで、非常にマイナスになるというような意見がありました。

今後導入する残り30校に向けて、提言というか、課題等のお話を聞いたところ、今後、ICT支援員、1年間はいますが、その1年間が終わりICT支援員がいなくなる場合に備え、各学校の教員の中からタブレットPC活用に精通した指導者を養成する必要があるという意見がありました。

また、タブレットPCが教室にあるからといって、使うという動機づけになるとは限らない。教員がこの目当て、毎時間の目当てのためにどう使うかということをちゃんと考えて授業を行わないと意味がないという意見がありました。

それから、どういうときにタブレットを使ってみるのが有効か、児童に伝えていくことも

大事であると。そこから子どもたちがさらなる工夫を行っていくという意見がありました。

タブレットPCで得る情報と図書館等で得る情報を上手に活用し、学んでいく必要があると。情報の真贋を見分ける力を育成していく必要があるという意見がありました。

今後の活用の可能性でございますけれども、自分の考えをわかりやすく伝える力は不可欠であると。タブレットPCは短期的な成果はなかなか出ないと思うが、長期的には社会で通用する人材を育成する上で大きく役立つものだという意見がありました。

主な意見は以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

今の聞き取り意見はこの指針に反映されていますよね。

もう一回、授業中にフリーズしてしまったら、それは何ページでしたか。

指導室長 ページをお示しさせていただきます。10ページでございます。10ページの真ん中の上のところの 授業中のシステムトラブルに対する対処方針のところに記載させていただいてございます。

委員長 そうですね。私もパワーポイントでプレゼンなどしますでしょう。説明するとき画面で順番を間違えたりすると、集中力が途切れたりするのですよね。授業はもっと大変かもしれません。

坂田委員 副案ということだとは思いますが。

実は、子どもたちも小学生はまだかもしれませんが、中学校ぐらいになってくると、先生方がどうしているかというのも、それも勉強になって、子どもたち自身が実際これで学ぶ場になるわけですね。そのときに途切れることというのは、依然としていろいろな理由であり得るのですね。例えばMacPCと接触がよくないとか、東京大学でも以前ありまして、そのときにじゃあどうするかということは、それは社会で機転を利かせないといけないことになりますから、私は例えばハンドアウトも用意しておきなさいと。写らなければ、ではハンドアウトで説明しますというのがもっともベーシックな方法なので、ハンドアウトをしていい場面であれば、ハンドアウトもあわせて用意しておきなさいと学生には言っています。

委員長 ありがとうございます。

議案第32号について、御意見ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

委員長 では、なければ討論を終了いたします。

議案第32号について、異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

委員長 異議ないものと認めます。

議案第32号「荒川区タブレットPC活用指針の策定について」は、原案のとおり決定いたしました。ありがとうございました。

次に、報告事項に移ります。

初めに「小学校の通学路における防犯カメラの設置について」御説明をお願いいたします。教育総務課長 それでは「小学校の通学路における防犯カメラの設置について」御説明いたします。

骨子です。通学路における児童等のさらなる安全を確保するため、小学校の通学路上に防犯カメラを設置するものでございます。

内容でございます。教育委員会では、これまでスクール安全ステーションの設置や交通指導員の配置など、さまざまな安全対策に取り組み、通学時の児童の安全確保を図っているところでございます。

このたび、都が創設いたしました「東京都通学路防犯設備整備補助金」、これを活用いたしまして、町会や区が設置した防犯カメラと連携して、通学路に防犯カメラを設置したいと考えているところでございます。

設置の進め方でございますが、都の事業期間でございます5年間で、小学校24校の通学路に防犯カメラを設置したいと考えてございます。

初年度、26年度におきましては、不審な声かけ事案等が発生した地点等、設置の必要性の高い通学路に防犯カメラを25台、来年度以降の4年間につきましては、校長先生、PTA等の意見を踏まえまして防犯カメラを95台、合計120台、順次設置したいと思いますけれども、設置の前倒しにつきましては都と協議いたしまして、早期整備を図ってまいりたいと考えているところでございます。

都の補助金の概要ですが、2に記載のとおりでございます。区が通学路に設置する防犯カメラの整備費用を5年間、1校当たり95万円を限度に2分の1補助するものでございます。

恐れ入りますが、裏面にいつていただきまして費用でございます。120台設置した場合の総費用4,560万円。都の補助金、半額でございます。2,280万円でございます。ちなみに、今年度950万円を見込んでございまして、25台設置しようというところでございます。

今後の予定でございますけれども、7月23日の文教・子育て支援委員会に報告した後、小学校長やPTA等々関係者と調整を図りまして、来年の3月下旬までには防犯カメラを稼働させていきたいと考えているところでございます。

参考までに、東京都の整備事業の説明会の資料をお付けしているところでございます。説

明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

学校通学路に120台の防犯カメラを置いて、それに対して補助金をもらうという御説明でございます。

どなたか御質問ございますか。

教育長 若干補足させていただきます。実は、この事業は、当初予算では想定していなかった事業でございます。東京都において舛添新知事の意向を受けて、26年度当初予算プラス、同時補正という形で東京都が予算化し、5月26日に説明会が東京都において開催されまして、ぜひ区市町村に手を挙げてほしいということで依頼があったものです。これを受けまして、事務局として検討をした上で、本日、御報告をさせていただきたいということで、案件に追加させていただいたものでございます。

委員長 これを見ますと、各地域の学校に5台ですか、すぐ設置なのは。

教育長 目安ということですよ。

教育部長 金額的に1校当たり95万円、補助金が上限ということですよ。

そういう意味で言うと、都の想定は38万円ぐらいの想定だそうですが、それが1台当たりの防犯カメラの価格が下がれば、もうちょっと買えるというのが考え方だそうですね。

坂田委員 二つ質問があるのですが、これは後ろを見ると、地域住民との合意がとれているということなので、これは誰が合意をとるのかということと、それからカメラの設置は、基本的に一過性の経費なのでいいのですが、カメラで撮っている映像を誰が見るという想定なのですか。

教育総務課長 まず、合意形成につきましては、当然カメラがその場所に、鳥瞰というのでしょうか、飛ぶ鳥の目を見たような形で映りますので、当然、民家も入ってくるわけでございます。場合によっては、非常に懸念される方もいらっしゃるのかなということは想定してございます。そういった中で、私ども教育委員会の方でこの趣旨をお話しして、ここにカメラを設置したいということで合意形成を図っていこうと思っております。

それと、カメラの映像につきましては、基本的には防犯カメラの条例が昨年、区の方で制定されて、それに基づく運用基準も設定されているところでございます。そういった場合におきましては、当然その不審な事案等が発生した場合には、警察の方の要請に基づいて、その基準に則して開示ということも考えられるとは思いますが、基本的には犯罪抑止ということで、ここには防犯カメラを設置していますよ、ということで、犯罪抑止の点に力を入れていきたいと考えています。



坂田委員 要するに記録を保存しておくということですね。

教育総務課長 すみません、記録は保存しておきます。

教育長 今、区で設置しているカメラとか、町会、自治会で設置しているカメラは、カメラ本体に記録媒体があって、1週間ぐらい録画されて自動的に消えていくというような形になっています。交通事故とか犯罪とかが発生して、警察が確認したいというときに、警察官立ち会いのもとに映像を確認するという形になっています。現に、汐入地域とかでは町会の方で設置しているのですけれども、今までに汐入地域で活用したのは、交通事故の実態把握のため、2件の活用事例があったと聞いております。

青山委員 ある意味、防犯カメラに対する市民の認識というのは、20世紀と21世紀とで180度変わったと思いますね。20世紀には私たちが都庁でいろいろな地域に必要ながあって防犯カメラを設置したいというときには、延々と地元の町会とか商店会と議論をしたり、それから都営住宅のエレベーターに防犯カメラを設置するのも、20世紀の場合は、管理組合とかなり延々と議論をしていたという時代があったのですが、やっぱり21世紀に入るところから、日本でいろいろな凶悪事件が発生するたびに、結構防犯カメラが犯人を捕まえる役に立つという事例が日常的に出始めて、そのころから特に21世紀に入ってから、民間もコンビニとか、あるいはタクシーとか続々と小規模なところでも防犯カメラの設置が普及して、かなり犯人検挙に役に立っているということがあったと思います。あと世界的にも20世紀に一番防犯カメラの設置が進んだのはロンドンで、これは当時の20世紀のテロはアイルランドの独立過激派のテロでロンドンは悩んでいたもので、それで設置が進んでいて、20世紀の間に既にロンドンでは1日ロンドンの中で誰かが行動すると100回は記録されると。つまり、何時にどこにいたか、すべてアリバイもそこで成立すると言われて、特にロンドンの場合は顔の判別システムというのが非常に発達して、ロンドン警視庁は公表していないのですけどね。実際にはこの顔というふうに指定すると、その顔がどこでいつ映ったかをデジタルで、ウェブの世界で判定してくれるという話なのです。設置している方はそうしているとは言わないのですけど。ただそれが2005年ごろのロンドンのバスとか地下鉄の連続爆破テロ事件のときには、数日でもう既に犯人像がすべて公開されたということがあって、これはどう考えても、人間が識別していたら時間的に3～4日ではできないはずだということになって、やはりデジタルによる識別システムはもう既に確立しているということが、世界的に期せずして明らかになってしまったということがあったのだと思うのですね。

その一方で、20世紀は非常に高価だったのですが、先ほどの価格でもわかるように、はっきり言って、犯罪を防いで人の命を守るという意味では、それほど高価ではない価格で導入ができるということで、基本的にはやっぱり理解していただけると思うのです。

委員長 そのとおりです。教育と安全は非常に大切なものですから。ありがとうございました。  
ほかに御質問はございますか。

では、なければ、防犯カメラについて、終わります。

次に、「幼稚園保育料に関する保護者負担軽減の拡充について」の御説明をお願いいたします。

学務課長 それでは、御説明いたします。

「幼稚園保育料に関する保護者負担軽減の拡充について」でございます。

本件は、6月13日の教育委員会にて幼稚園条例施行規則とこども園条例施行規則の改正という中において、規則改正ということでお話しをさせていただいて、御承認をいただいたところでございます。

本日は、改めて私立幼稚園の話も含めまして、全体像をもう一度報告事項ということで、ちょっと重なる部分はありますが、改めて御説明、御報告をさせていただきます。

骨子でございますが、国の方で平成26年度幼稚園就園奨励費ということで、幼稚園の保護者負担軽減というこの補助事業の制度改正に伴い減免対象の拡大を図るとともに、私立の方でも補助金の増額ということで必要な対応を行うものでございます。

内容に入らせていただきまして、1番、国における制度改正の内容でございます。

国の方で今、進められております幼児教育無償化という流れが一つにあるわけですが、その流れの一環として、幼児教育の保護者負担の軽減及び無償化の段階的取り組みの一環として、平成26年度においては、以下のとおり、補助対象の拡大があったという点で、3点ございます。

まず、でございますが、生活保護世帯の保護者負担の無償化ということで、基本的に無償化できる範囲の額まで、国庫の補助対象額が拡大となったものでございます。

でございます。多子世帯、2人目、3人目のお子さんがいらっしゃる世帯の保護者負担軽減ということで、この前ちょっと事例をとって御説明しました、小学校3年生までのお兄さん、お姉さんがいる世帯に対し、第二子の保護者負担を半額、第三子以降の保護者負担を無償、免除ということになります。

それから、多子世帯の保護者負担軽減において所得制限を撤廃し、どのような所得の方でもそれが対象となるという改正がでございます。

これを受けまして、区としての対応でございます。

まず、(1)区立幼稚園及び汐入こども園でございます。

として、生活保護世帯の保育料、これにつきましては、荒川区では従来より無償でございましたので、今回、これに関する変更はございません。

でございます。多子世帯の保護者負担軽減ということで、国の対応に倣いまして、小学校3年生までの兄・姉がいる世帯に対し、第2子の保護者負担を半額化、第3子以降の保護者負担を無償化するものでございます。

として、これも国の対応に倣いまして、多子世帯の保護者負担軽減における所得制限の撤廃をするものでございます。

(2)として、私立幼稚園等。これは子育て支援部において行う事業ではございますが、私立幼稚園等につきましても、区立幼稚園と同様、私立幼稚園就園奨励費補助及び保護者負担軽減補助の額の引き上げとして、補助金の額を引き上げるものでございます。

3番として、対象となる園児の状況でございます。

(1)区立幼稚園及び汐入こども園。前回、昨年度の数字で御説明しましたが、今回は本年度の数字でございます。実際に該当となる児童数、区立につきましては230人でございます。私立幼稚園等につきましては509人でございます。これに伴う4番、区財政への影響額でございますが、(1)区立幼稚園及び汐入こども園につきましては約900万円の区の収入減でございます。いわゆる幼稚園保育料、こども園保育料を区の歳入として保護者からいただいている、この経費が免除であったり半額になりますので、その結果900万円の減になります。

それから、私立幼稚園等につきましては、この免除軽減の分の財源を補助金として支出しますので、区の負担額として3,900万円の補助金の増額ということになります。

これにつきましては国庫補助事業でございますので、国庫補助金が入ります。大体2割ぐらいではございますが国庫補助金が入りますので、8割区の財政負担ということでございます。ここの影響額で記載させていただいたのは、この国庫の補助金の歳入を差し引きして、区の負担、純粋な区の差し引き負担額、若しくは収入減額ということで御説明したものでございます。

5番、適用期日でございますが、遡及適用させていただいて、平成26年4月1日ということで予定してございます。

裏に行ってくださいと、この前もちょっと御説明しました事例でございます。小学校3年生以下ということで、事例 で申し上げますと、小学校4年生のお姉ちゃんは、これは第一子として扱わない。小学校2年生の子から第一子、第二子、第三子ということ、また では、2人兄弟でも第二子が半額になるというようなことでございます。

本件は、7月23日の文教・子育て支援委員会にて御報告をさせていただき、了解を得られれば、先日の規則改正も踏まえまして実際の事務作業に当たりたいと思います。

その次のペーパーは国の予算の説明で、国の方で作成したペーパーをあわせて添付をさせ

ていただきました。

説明は以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

小学校3年生までの兄又は姉のいるところの第二子、第三子に対して、第二子は半額、第三子は免除ということですが、これに対して平成26年4月1日、遡及して補助を行いたいという御説明でございます。ありがとうございました。

どなたか御意見ございますでしょうか。

教育長 国の方針で、少子化対策として幼稚園の保育料を最終的には多分、無償にしていくのではないかなと思うのですけれども、国からは2割しか財源がまわりません。補助事業を実施いたしますと、荒川区の負担が増えてしまうのですけれども、一方で子どもたちは区内の幼稚園に行っているとは限りません。区外の幼稚園に行ったり、区外の子が来たりしているので、そういった意味では、荒川区でやらないと、北区でやっているでしょう、台東区でやっているでしょうとかというので、大体23区、この時期にそろってやることになりそうです。

小林委員 大変重要な施策です。日本では幼児教育段階において、私立幼稚園が多いということがありますので、その意味では重要です。また、少子化は日本にとって重要な問題で、これから少子化が進むと、自治体の消滅というところまで来ておりますので、その意味では重要な施策だと思います。

この国庫の2割というのは増えないものなのですか。

学務課長 制度的には4分の1の国庫補助ということで25%、国庫が入るという制度ではございますが、その中では国の予算の範囲内ということで、国に予算を増やしてもらうようお願いしたいという気持ちはございますが、なかなか現状としては増えない状況です。

小林委員 難しいですか。そうですか。

少子化対策は本当に重要だと思います。社会保障なりがどうしても高齢者に偏りがちで、子どもになかなかいかないという問題があって、国がどうにかしてくれないかと思います。

学務課長 追加で、先日7月3日に教育再生実行会議の方で、今後の学区制等のあり方についてということで、6・3・3・4制の問題について、その中で幼児教育の無償化ということも一つの項目として挙がりました。そういう意味で、安倍政権の一つの大きな柱であると思いますので、先生おっしゃったように、政府として力を入れて、予算がないとかということをおっしゃらないようにぜひしてもらいたいなという気持ちはございます。

坂田委員 基本的には僕は消費税も引き上げたことですから、小林先生がおっしゃるような意味では、それをどう配分するかということであって、国も本来、そういう視点で配分すべき

です。その4分の1って、それとの関係でどういう説明になっているのか。本来は自治体としては問うていいべき話ではないかと思います。

委員長 ありがとうございます。

では、いい施策ができましたのでよろしくをお願いします。

次です。「第35回『あらかわの伝統技術展』の報告について」、御説明をお願いいたします。

生涯学習課長 それでは「第35回『あらかわの伝統技術展』の報告について」、御報告いたします。

江戸時代から受け継がれた伝統工芸技術の手づくりの素晴らしさを広く紹介する事業として開催しております、第35回「あらかわの伝統技術展」について御報告いたします。

会期でございます。平成26年7月4日金曜日から7月6日日曜日でございます。

開会式には、小林委員、坂田委員、雨の中、御出席いただき、ありがとうございました。

会場は、荒川総合スポーツセンターでございます。

参加職人68名、内訳といたしまして、区内の伝統工芸職人50名、荒川マイスター10名、区外の職人8名。区外の職人の内訳でございますが、板橋区、江戸川区、葛飾区、台東区、福井県、富山県高岡市でございます。この富山県高岡市につきましては、初めての参加でございます、この高岡市は、越中福岡の菅笠製作保存会、こちらが国指定の重要無形民族文化財でありまして、荒川区が先進的な無形文化財保護に取り組んでいるということで、視察を兼ねた参加でございます。

当日、副市長がお見えになりまして、その激励とともに区長と面会されました。この参加したことについてのお礼の来庁でございます。

入場者数でございます。1万4,700人。昨年が1万3,200人でしたので、1,500人増ということでございます。

全小学校24校参加してございまして、中学校は南千住第二中学校、近隣の中学校ということで、合計1,400人が参加、見学していただきました。

初日の4日の金曜日には、23校大勢見えまして、とても子どもたちが熱心に職人さんに質問しておりまして、それに対してとてもうれしそうに職人さんが説明している姿が印象的でした。

続きまして、東日本大震災被災地応援フェアでございます。この応援フェアにつきましては、平成23年度の技術展から続いておりまして、伝統技術保存会が被災地応援のチャリティを実施しまして、その売り上げの一部を義援金として被災地に寄附するというものでございます。

応援フェアの売り上げが20万4,200円。義援金が7,758円でした。応援フェアの売り上げにつきましては、交流都市福島県福島市・石川町への寄附でございます。

土日に1階のフロアで物産市も行ってございました。

義援金につきましては、日本政府を通して被災地へ寄附する予定でございます。

次に、主なイベントとしまして3点ございます。

まず、職人体験コーナーでございますが、15業種の職人さんが体験コーナーを開催しました。鍛金、つまみかんざし、錦絵摺り、指物等でございます。

2点目でございますが、「若手職人と伝統にふれあう会」という座談会を開催しました。荒川区伝統工芸技術者後継者育成事業の匠育成事業でございますが、これで修業している若手9名の職人さんが、来場者との座談会ということで実施しまして、その当日は、参加者に荒川区の華道茶道文化会が2階の受付付近でお茶席を設けておりまして、そこでお茶と菓子のおもてなしをしたということでございます。

最後に、荒川の匠育成事業の修了証書の授与でございますが、最終日7月6日の日曜日に、5名の修了者に対しまして、閉会式におきまして修了証書を授与したものでございます。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

坂田委員 最終日の午後までにぎわってましたね。

生涯学習課長 そうですね。最終日が一番、来場者が多いですね。

委員長 何人ですか。

生涯学習課長 6,400人です。

4日の初日が2,520人で、これは小学生が多かったのですが、5日が5,780人、それで最後の6日の日曜日が6,400人、どんどん増えていった状況です。

青山委員 外国のお客さんは多かったですか。

生涯学習課長 外国の方はあまり見なかったのですが、ただ、中国の成都市から、観光振興課がお連れした7名の方々がいらっしゃいました。

職人さんだったみたいなのですね。7名のうち6名が。

委員長 ほかにお話、ございませんか。

次の報告に移ります。

「夏休みの子ども向けイベントについて」、御説明をお願いいたします。

図書館課長 それでは、「夏休み子ども向けイベントについて」御説明いたします。

御手元にあります「あらかわまるごと子どもミュージアムなつやすみイベント情報」は、区内施設の夏休み期間のイベントについて、文化交流推進課で取りまとめたものでございま

す。

1面に図書館の事業、中に、主にふれあい館の事業が書いてございまして、最後のページに、荒川自然公園ですとか、あらかわ遊園、清掃リサイクル課の事業が記載されております。

ふるさと文化館のイベントにつきましては別刷りで挟んでございますので、この後、生涯学習課長より御説明いたします。

このパンフレットにつきましては、小学校の全児童に配付しまして、参加を呼びかけております。

夏休みは図書館も8月18日と25日は月曜日を臨時開館しまして、小・中学生の課題図書読書の読書感想文のお手伝いをしようというイベントも予定しておりますので、ぜひ、多くの方に御参加いただきたいと思っております。

御説明は以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

生涯学習課長 荒川ふるさと文化館における夏休みの子どものイベントについて、御紹介します。

7月11日の区報にも大きく1面に載っております。子どもたちがたくさん遊びに来ていただけるようなことで実施しております。

六つのイベントがございます。

1点目、勾玉づくりにチャレンジ。これは毎年行っております。縄文時代の生活を体験しようということで、すてきなアクセサリーが作れるよ、ということで開催します。

2点目は博物館探検&昔の道具を調べようということで、リトル学芸員、博物館の仕事を体験、ということで実施します。

3点目でございます。あらかわ職人道場。職人さんに弟子入りして、伝統工芸の技を体験、ということで実施します。

4点目、俳句をつくろう。「五・七・五」のリズムに乗って、オリジナルの俳句を作ろう、ということで実施します。

5点目、親子で楽しむ展示解説、荒川区の歴史や文化をわかりやすく解説するといった内容で、荒川ふるさと文化館の野尻館長が講師となります。

6点目でございます。あらかわ調べもの相談室ということで、夏休みの宿題のヒントを見つけよう、ということで開催するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 ありがとうございます。

タイトル、うまいですね。リトル学芸員。

小林委員 「夏休み子ども博物館にいこう！」って大変素晴らしいですね、この企画。

生涯学習課長 ありがとうございます。

小林委員 先生おっしゃったように、このリトル学芸員とか本当にいいですね。

委員長 よその区の人もしっぱい来ますでしょう、これですと。

生涯学習課長 ホームページにも載せますので他区や近隣からも来ていただけると思います。

委員長 他に、御質問ございますでしょうか。

なければ、予定しておりました事項は、以上でございます。

事務局より連絡事項はありますでしょうか。

教育総務課長 教育委員会の日程ということで、2点ほどお諮りしたいと思っております。

平成26年度教育委員会の日程という資料を御覧いただければと存じます。

まず、1点目の御相談でございますが、教育委員会の開始時間ということで、10月24日の金曜日から、来年1月9日の金曜日までの教育委員会につきましては、記載のとおり、開始時間を1時半から15時30分、午後3時半開催ということで、お諮りしたいと思っております。

2点目でございますけれども、8月8日の金曜日、特段事案がないということでございましたら、休会ということについてお諮りをしたいと思っております。よろしくお願いたします。

委員長 別表に教育委員会の日程予定表がございます。今のお話ですと、8月8日は休会も可能という言葉でいいでしょうか。

それから、10月24日から1月9日まで、3時半に会議を開くということでございます。これはよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

委員長 では、そういうことで、ありがとうございました。

生涯学習課長 その他で、生涯学習課からですが、荒川コミュニティカレッジの学園祭の御案内というのを机上にお配りしているのですけれども、4回目となる荒川コミュニティカレッジ学園祭でございます。平成22年10月に開校して4回目を迎えますが、今月27日の日曜日の午前10時半から、また開会式が10時からということで実施いたします。サンパール荒川の3階、4階、5階、6階のフロアで実施します。開会式は3階の小ホールで行いますので、ぜひ御参加いただければと思っておりますが、後で御予定をお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

委員長 7月27日。

生涯学習課長 はい、日曜日です。

委員長 10時半から。



生涯学習課長 10時から開会式になります。一般の方が参加いただけるのは10時半からスタートということで、開会式を小ホールで10時から実施いたしますので、御出席いただければと思います。

委員長 お時間の都合のつく方は御出席をよろしく願います。

生涯学習課長 よろしく願います。ありがとうございます。

小林委員 すみません、教育委員会が11月28日なのですけれども、この日、一日小の研究発表会ですね。11月28日に教育委員会が予定されているのですが。

委員長 あります。3時半に。

小林委員 この日が一日小の研究発表会なので、もし時間がうまく調整できるのであれば、研究発表会を見せていただきたいと思います。

教育長 一日小で教育委員会を開催してもいいですね。ちょっと調整してみます。

青山委員 あと、生涯学習センターでやる表彰式がありましたよね。12月にあったように思うのですけれど。

指導室長 1月23日の予定でございます。

委員長 ありがとうございます。

学務課長 では、学務課からも日程の御紹介ですけれども、中学校連合体育大会、9月25日でございます。予定表の最後のページの最後の欄です。

青山委員 舎人公園ですね。

学務課長 今年度から舎人公園の陸上競技場が変わります。

青山委員 行きます。

委員長、あいさつは委員長にやっていただいて、旗の受け渡しは私がやります。

委員長 これに出席したいと思います。

教育長 ただ、今回、選手だけなのだよ。他の生徒が入れないのですよね。

学務課長 今年度は、選手だけの参加になって、ちょっと昨年度より寂しくなってしまうのですけど。

委員長 そうなのですよ。残念ですね。

青山委員 観客席がね、ちょっと少ないのです。

学務課長 あと、2月の中旬、特別支援学級の「卒業生を送る会」がございます。

小林委員 卒業生を送る会は2月13日ですね。

委員長 では、以上をもちまして、教育委員会第13回定例会を閉会といたします。

了